

用語解説

子ども読書年

「読書の持つ計り知れない価値を認識して、子どもたちの読書活動を国を挙げて応援するため」(参議院決議文から)国際子ども図書館の開館に合わせて、2000年を子ども読書年としたもの。平成11年(1999年)8月、衆参両議院の議決により制定された。この決議を受けて、国会、行政、民間それぞれが、イベントの開催など様々な取り組みを行った。

子ども文庫

地域において親、とくに母親たちが中心になって、子どもと本を結びつけるために本を常設し、本の貸出しやおはなし会、手づくり遊びなど様々な活動を行っている。一般的に個人が家庭を開放して運営している家庭文庫と、地域の集会所などを利用して活動している地域文庫がある。

豊中市には平成16年(2004年)4月1日現在、図書館において団体貸出登録をしている子ども文庫は11ある。

豊中子ども文庫連絡会

豊中市で活動している子ども文庫が集まり、昭和46年(1971年)に発足。文庫が互いに高めあえるように、学習会、情報交換、交流などを行うとともに、子どものそばにいる大人に、本の楽しさや大切さを知ってもらうための講演会や、「子どもと本のつどい」など市立図書館との共催事業を実施している。まただれもが使いやすい図書館づくりをめざした活動も続けている。

動く図書館

自動車に図書館資料を積み、利用者の近くまで移動し、貸出し、レファレンスなどの図書館サービスを提供する図書館。一般には移動図書館という。豊中市では、昭和25年(1950年)から巡回を開始し、図書館から遠い地域の市民への資料の貸出しを行っている。平成12年(2000年)からは、図書館への来館が困難な子どもが通う施設への巡回サービスも行っている。

学校司書

学校図書館を運営する職員については、学校図書館法で「司書教諭を置かなければならない」と定められている。だが法律制定当時、付則に、「当分の間 司書教諭を置かないことができる」とされたため、40数年間配置されてこなかった。1980年代後半から、

子ども文庫の活動をしてきた住民が中心となり、学校図書館に「人」を置く運動が展開された。この長年の司書教諭未配置の状態を改善するために、自治体が独自に採用して学校図書館に配置した専門職員のこと。採用条件や勤務条件は、自治体によって異なる。

豊中市では、平成4年(1992年)に発足した「学校図書館を考え専任司書配置を願う市民の会」や議員が中心となり、学校図書館に「人」を置く運動が展開され、平成5年度(1993年度)に初めて小学校2校、中学校1校に学校司書が配置された。また司書教諭が平成15年度(2003年度)に発令され、学校図書館充実のために、司書教諭と学校司書併置の校内体制をとっている。

児童憲章

「日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかる」ことを目的として児童憲章制定会議によって定められた憲章。昭和26年(1951年)5月5日に制定された。前文と3つの綱領部分及び12条の条文によって構成されている。国会で定められた法律ではなく、「一種の社会的協約ないし国民の道徳的規範ともいべきもの」である。

子ども（児童）の権利に関する条約

平成元年(1989年)11月20日、第44回国連総会において採択された子どもの権利に関する国際条約。日本は平成6年(1994年)4月22日に批准し、5月22日に国内で発効。前文と第1部・第2部の54条から構成されている。この条約は、前文にあるように、子どもの「人格の全面的かつ調和のとれた発達」を保障し、「子どもが、十分に社会の中で個人としての生活を送れるよう」、「平和、尊厳、自由、平等および連帯の精神の下で育てられる」ように、子どもの権利について規定している。

第3次豊中市総合計画

平成13年(2001年)1月に策定、まちづくりの基本理念と、これにより実現をめざす豊中の将来像など、市政運営の基本方針を示すもの。平成32年度(2020年度)を目標年次とし、施策・事業の内容を明記している。

豊中市次世代育成支援行動計画

次世代を担う子どもがすこやかに育つまちづくり、子育てをするすべての家庭が夢や希望を持てる社会づくりを推進していくことを目的とし、地域や関係機関・団体、NPOなどと連携を図りながら、総合的な子育て支援施策の展開をめざす。平成16年度(2004年度)に策定され、平成17年度(2005年度)から実施される。

おはなし会

複数の子どもたちに、おはなしを語ったり本や紙芝居を読んで聞かせたりすること。おはなし会の内容は対象の年齢や人数、場所によって異なり、パネルシアターや手遊びなどを取り入れてプログラムを組むこともある。小学校や市立図書館、子ども文庫などで定期的に行われている。豊中市ではボランティアの協力も得ながら、様々な場所で開催している。

子育てサロン

豊中市社会福祉協議会では、概ね小学校区ごとに校区福祉委員会を組織し、小地域福祉ネットワーク活動を展開している。「子育てサロン」もその一つで、月一回程度地域の親子が集まり、紙芝居や読み聞かせをしたり、専門家を呼んで勉強するなど、親子の交流の場・出会いの場となっている。平成16年(2004年)6月現在、24校区で実施している。

子育て支援センター

地域における様々な子育て・子育て支援活動をサポートする施設として設置。学校に通うまでの子どもとその家庭を対象に、子育て講座の開催や、親子のふれあいを大切にしたい遊び、乳幼児の育児、食事、健康などについての情報提供や相談を行っている。現在、豊中市には中核的施設としての子育て支援センターほっぺと市内4カ所の保育所内に地域子育て支援センターがある。

団体貸出

図書館が地域の子ども文庫や学校、保育所、PTA、事業所などの団体・グループに、図書館資料をまとめて貸出すこと、また、その方法をいう。

ブックスタート

赤ちゃんと保護者が肌のぬくもりを感じながら、言葉と心を通わすかけがえのないひとときを、絵本を介して持つことを応援する運動。0歳児健診時に、絵本や子育て関連の資料などを配布する。平成4年(1992年)、教育基金団体である英国ブックトラストの推進により、イギリス第二の都市バーミンガム市で始まった。

豊中市では、平成15年(2003年)10月から健康づくり推進課と図書館が連携して、豊中市におけるブックスタート事業を始めた。平成17年(2005年)1月からは、すべての健診会場で行っている。

保育所保育指針

厚生労働省が保育所保育の理念や保育内容、保育方法などを示し、保育所における

保育の向上、充実をはかるために基本指針として作成し、通達したものである。保育の基本は家庭や地域と連携を図り、子どもが健全な心身の発達をはかるところにある。そのために養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成することが必要である。また、子どもを取りまく環境の変化に対応して、保育所には地域における子育て支援のための社会的役割も必要であると示されている。

幼稚園教育要領

学校教育法の規定により委任された文部大臣(現・文部科学大臣)の権限によって定められたものであり、法令と同一の効力を持っている。したがって、幼稚園教育要領は、各幼稚園が教育課程の編成と指導計画の作成にあたっては従わなければならない国の定めた教育内容の基準となっている。

豊中市学校図書館資料運搬システム

(正式には豊中市立図書館・学校図書館間資料運搬システムという。)

豊中市立図書館と豊中市立小・中学校図書館の間に図書運搬連絡車を運行させることにより、より多くの資料の活用を図ることで学校図書館を支援するとともに、児童生徒の図書館活用の習慣化を目的として、平成13年度(2001年度)から導入された。

司書教諭

昭和28年(1953年)に制定された学校図書館法の「学校には学校図書館の専門的職務を掌らせるため司書教諭を置かねばならない」(第5条1項)という規定に基づいて設けられる職。平成9年(1997年)の改正により、平成15年(2003年)から全国の12学級以上の小・中・高等学校に司書教諭が配置されることとなった。

司書教諭と学校司書

司書教諭は、校内において学校図書館の機能を教育課程に位置づける中核的役割を担う。学校司書は司書資格を持ち、学校図書館の円滑な運営のためのさまざまな職務を日常的に担うとともに、適切な資料提供によって児童生徒の学びを支える。

学校図書館メディア基準

学校図書館メディアは、学校の教育課程の展開に寄与し、児童生徒の健全な教養を育成することを目的とし、図書、視聴覚資料、コンピュータ・ソフトなどの各種メディアをもって構成する。この基準は、学校図書館メディアにおける最低の基準を定めたもの。

・ 蔵書の最低基準冊数

学校規模別の蔵書最低基準冊数が表されており、蔵書の最低基準冊数を豊中市の平均クラス数、児童数に照らし合わせると以下の通りとなる。

小学校 平均18クラス 児童数512人の場合

$19200 + 600 \times \text{学級数} + 2 \times \text{児童数}$

中学校 平均16クラス 生徒数532人の場合

$27800 + 400 \times \text{学級数} + 3 \times \text{生徒数}$

- ・ 運用に関する事項に、「蔵書冊数が基準に達していない場合には、10年間をめぐりに整備を図るものとする。」や、「図書、オーディオ・ソフト、ビデオ・ソフトは10年間、コンピュータ・ソフトは3年間をめぐりに更新を図るものとする。」などが規定されている。

さわる絵本

絵本の絵の部分を手でさわってわかるように、工夫して作られた絵本。布やビニール、毛皮などの素材により、実物に似せたかたちに切り抜いたものを貼り付け、触覚による鑑賞を目的としてつくられた絵本。おもに視覚障害のある子どもに利用されている。

布の絵本

布などを使って製作された絵本。視覚だけでなく、触覚も使って多角的に楽しめるので、障害のある子どもだけでなく、すべての子どもが楽しめる絵本。

しかけ絵本

とびだし・めくり・つまみひき・穴あき等、いろいろなしかけのある絵本。

世界のこどもの本の部屋

岡町図書館のこども室にある部屋。33言語、約7000冊の外国語で書かれた子どもの本を所蔵し、貸出しを行っている。

ユネスコ公共図書館宣言

ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)が1949年に公共図書館の必要性、その機能可能性などを述べた公共図書館に関する宣言。その後、1972年、そして1994年に改訂された。1994年の改訂では、公共図書館を「あらゆる種類の知識と情報をたやすく入手できる地域の情報センター」と規定した。公共図書館の基本的使命として、子どもたちの読書習慣の育成、自主的な教育支援、青少年の創造的な活動支援など12点を掲げた。

総合的な学習の時間

教科の枠や領域を越え、横断的・総合的に学習活動を行う時間。平成10年(1998年)7月の教育課程審議会答申で提示され、同年12月に告示された新しい学習指導要領に取り入れられた。小学校から高等学校の教育課程には平成12年度(2000年度)から設け

られ、平成14年度(2002年度)からは新学習指導要領に基づいて完全実施された。

郵送・宅配サービス

利用者が希望する図書館資料を郵送で貸出すこと、または図書館が直接自宅まで届けるサービス。直接来館することが困難な利用者を対象とする。